

# エコアクション21判定委員会規程

財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター

エコアクション21 認証登録制度実施要領 1.2に規定するエコアクション21 判定委員会（以下「判定委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 判定委員会は、次の事項を審議する。

- (1)事業者のエコアクション21 認証・登録の可否
- (2)エコアクション21 審査人の審査結果に対する異議
- (3)事業者のエコアクション21 認証・登録の可否に対する異議
- (4)その他事業者のエコアクション21 認証・登録に関する事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は4名以内をもって構成する。委員会の委員は次に掲げる者などのうちから、財団法人地球環境戦略研究機関エコアクション21中央事務局長が委嘱する。

- (1)事業者の環境への取組などに関する専門家及び学識者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（判定委員会の開催）

第5条 判定委員会は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターエコアクション21中央事務局長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の3名以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

（規程の改廃）

第7条 本規程は、運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

（附則）

- 1 平成16年10月 7日 制定施行
- 2 平成17年 4月 1日 一部改正
- 3 平成19年 4月17日 一部改正
- 4 平成20年 7月 1日 一部改正
- 5 平成21年 7月 1日 一部改正